

第50回司法制度研究集会

今、あらためて、 司法と裁判官の独立を考える — 司法の危機の時代から50年 —

日時 ■ 2019年11月23日(土・祝) 午後1時～6時

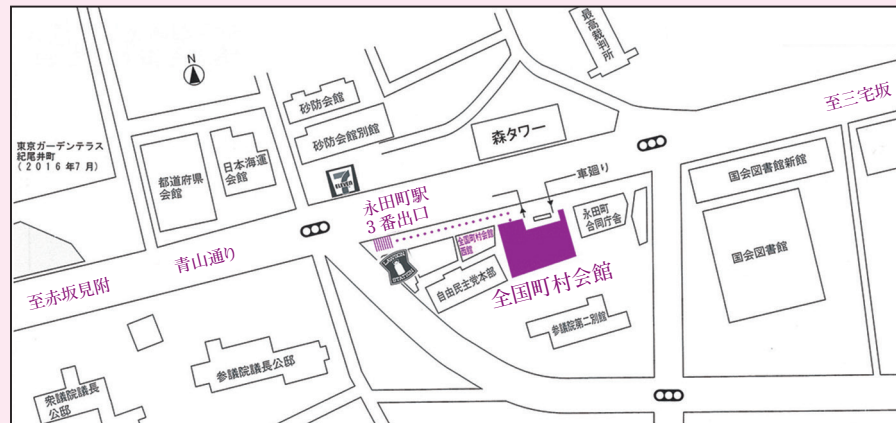
場所 ■ 東京・永田町 全国町村会館 ホールA・B

参加費 ■ 資料代1000円(修習生・学生 500円)

集会ならびに懇親会への参加申し込み方法

同封のFAX回答書にご記入のうえ、
11月15日(金)までに日民協本部事務局までご送信ください。
懇親会のキャンセルは11月18日(月)までをお願いいたします。
懇親会の参加費は5,000円です。

会場



全国町村会館

東京都千代田区永田町1-11-35

TEL 03-3581-0471(代表)

03-3581-6767(会議・宴会直通)

<地下鉄でお越しの場合>

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線 「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分

<連絡先>

日本民主法律家協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-4 AMビル2F

TEL 03-5367-5430 FAX 03-5367-5431

Mail info@jdla.jp URL <http://www.jdla.jp/>

共催団体

自由法曹団

青年法律家協会弁護士学者合同部会

全司法労働組合

日本民主法律家協会

50th

第50回司法制度研究集会へのお誘い

司法制度研究集会は、今年第50回を迎えます。

50年前の1969年は、自衛隊の違憲性を問う長沼ナイキ基地訴訟が提起され、担当の福島重雄裁判官に対する裁判干渉の書簡が平賀健太札幌地裁所長から渡される「平賀書簡事件」が起こり、政治権力と最高裁が一体となって、憲法を守ろうとする全国の裁判官を攻撃する「司法の危機」と呼ばれる一連の出来事が始まった年でもありました。

あれから50年。いまの司法はどうなっているのでしょうか。「司法の危機」の影響は形を変えながら根強く残ってはいないのでしょうか。昨年の司法制度研究集会は、「国策に加担する司法」を告発しましたが、司法・裁判官は独立して職権を行使し、立憲主義・人権の砦の役割、戦争の惨禍を二度と繰り返させない役割を果たしているのでしょうか。その役割を果たさせるために、法律家は何をすべきでしょうか。

第50回の節目にあたり、司法の問題を皆で考えていく出発点にすることを願い、これまで日本民主法律家協会が主催してきた集會を、今年は、法律家3団体と全司法労働組合の共催で行うこととし、準備を重ねてきました。

50年前を知る弁護士から若手の弁護士、元裁判官、研究者など、多彩な報告者・発言者から多面的な問題提起をしていただきます。ぜひご参加下さい。共に考えましょう。

タイムテーブル

13:00	開会の挨拶
13:10	基調報告1 ◇長沼事件から50年・我々はいま、何をすべきか……………新井 章先生
13:50	特別報告 ◇司法の危機の時代——何があったのか……………鷲野忠雄先生
14:05	基調報告2 ◇司法の可能性と限界と——司法に役割を果たさせるために……………井戸謙一先生
14:45~14:55	休憩
14:55	特別発言1 ◇岡口裁判官問題から考える裁判官の独立と市民的自由……………島田 広先生
15:10	特別発言2 ◇刑事法の視点から最近の最高裁を批判する……………白取祐司先生
15:30	特別発言3 ◇問われる最高裁の思考様式——行政法の観点から……………晴山一穂先生
15:50~16:05	休憩
16:05	質疑・応答・討論
17:30	各主催団体からの挨拶
18:15	懇親会 会場は同フロアの第1会議室にて

報告者の横顔

新井章
弁護士



1954年弁護士登録(8期)。砂川・百里・恵庭・長沼など、憲法9条を巡る重要な訴訟を担当し、長沼訴訟を提起した直後に、担当裁判官の福島重雄さんが地裁所長から裁判干渉されるという平賀事件を経験。当時の社会的・歴史的背景を振り返りながら、戦後日本の軍事政策に対する国民の闘いと憲法訴訟の意義、司法の危機をもたらしたものの、そして今後の法律家がいかに行動すべきかを語っていただきます。

基調報告1 **長沼事件から50年・我々はいま、何をすべきか**

1964年弁護士登録(16期)。「司法の危機」の時代、青法協事務局長としてまさに激動の情勢に対応された上、1971年創立された「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」の事務局長として司法の独立のための国民運動に大きく貢献されました。「何があったのか」を「今」に繋がる史実として、伝えていただきます。

特別報告 **司法の危機の時代——何があったのか**



鷲野忠雄
弁護士

特別発言1 **岡口裁判官問題から考える裁判官の独立と市民的自由**

1998年弁護士登録(50期)。2018年、東京高裁の岡口基一裁判官がツイッターへの投稿を理由に東京高裁、最高裁から懲戒処分を受けた件で、「裁判官の表現の自由の尊重を求める弁護士共同アピール」のとりまとめをされました。岡口事件に取り組んだ問題意識、裁判官の独立・市民的自由について、ご発言をいただきます。

島田広
弁護士



特別発言2 **刑事法の視点から最近の最高裁を批判する**

最近、1・2審の判断を覆して大崎事件の再審開始決定を破棄自判したり、死刑囚がハムレットの一節を記した便箋台紙の廃棄処分を適法とするなど、異例・異常とも言える最高裁の判断が続いています。刑事法の研究者として、こうした最高裁の判断・姿勢を批判的に分析していただきます。

白取祐司
教授
神奈川大学



特別発言3 **問われる最高裁の思考様式——行政法の観点から**

行政法・公務員法をご専門とする研究者の立場から、最高裁がいかに権力側の立場を尊重する姿勢に立っているかという問題意識、これとの関係で、安倍内閣による最高裁裁判官の選任についても批判的に論じていただきます。

晴山一穂
専修大学
名誉教授



井戸謙一
弁護士
(元裁判官)



1979年裁判官任官、2011年退官、弁護士登録(31期)。裁判官時代、原発差止、住基ネット差止、議員定数不均衡違憲判決等を担当し、弁護士登録後は、原発差止・再稼働禁止、刑事再審事件(湖東事件)等で大きな成果をあげられます。裁判所の内・外で真摯に事件に取り組んできた立場から、「司法の危機」後の裁判官の意識、いまの裁判所・裁判官の状況、裁判官を動かすものは何か、等々について語っていただきます。

基調報告2 **司法の可能性と限界と——司法に役割を果たさせるために**

第50回司法制度研究集会 **今、あらためて、**

司法と裁判官の独立を考える

— 司法の危機の時代から50年 —